

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」登録要項

（事業目的）

- 1 多くの社会課題の根底に潜むジェンダー格差をなくすため、ジェンダー平等推進に向けた様々な取組を行う企業及び団体（以下「企業等」という。）を「わかやまジェンダー平等プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」に登録し、交流を通じた情報共有や取組の充実を図るとともに、個々の意識改革を行うことで、女性活躍を含むジェンダー平等が進み、誰もが居場所と出番のある社会へと和歌山県全体で推進することを目的とする。

（事務局）

- 2 プロジェクトの事務局は、和歌山県共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課に置くものとする。

（会員）

- 3 プロジェクトの会員は、和歌山県内に事業所（支店等を含む。）がある企業等とする。登録は、原則企業等全体を単位とする。ただし、本社もしくは本部が県外の場合等、企業等全体を単位とした登録が難しい場合に限り、県内事業所の単位での登録も可能とする。その場合、県内の事業所が複数ある企業等においては、代表事業所での登録とする。

（登録要件）

- 4 プロジェクトの会員に登録しようとする者は、次の要件を全て満たすものとする。
 - （1）和歌山県内で事業活動を行っている。
 - （2）ジェンダー平等推進に向けた取組（以下①～③の全て。ただし、労働者を雇用していない企業等においては、以下①及び②のみでよいものとする。）を行っている。
 - ①ジェンダーギャップ解消に向けた取組
 - ②多様な性を尊重する取組
 - ③ハラスメント防止対策の強化
 - （3）プロジェクトが企画する取組に積極的に参加する意欲がある。
 - （4）代表者、役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（登録申請）

- 5 プロジェクトの会員登録の申請をしようとする企業等は、4に定める登録要件を満たすことを確認した上で、和歌山県電子申請サービスに必要項目を

入力し申請する。電子申請による申請が難しい場合は、「わかやまジェンダー平等プロジェクト登録申請書（様式1）」に必要事項を記入して事務局へ送付する。

（登録決定）

- 6 事務局は、4に定める登録要件に基づき申請内容を確認し、当該要件を満たした企業等について、プロジェクトに登録する。後日申請者に「わかやまジェンダー平等プロジェクト登録証」を交付し、登録した企業等情報を県のホームページ等で公開する。

（登録の有効期間）

- 7 登録の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

- 8 7の有効期間が経過した後も引き続き登録を受けようとする企業等は、有効期限までに5に定める申請手続きを行うものとする。

（登録内容の変更）

- 9 申請内容に変更があった場合は、当該会員は、メール等により遅滞なく変更内容を事務局へ報告しなければならない。

（登録取消）

- 10 参加企業等が次の項目に該当するとき又はその事実が明らかになったときは、事務局において登録を取り消すことができる。
- （1） 会員から「ジェンダー平等プロジェクト登録取消届出書（様式2）」の提出が事務局にあったとき
 - （2） 4に規定する登録要件に適合しなくなったとき
 - （3） 本要項に違反又はプロジェクトの信用を著しく害したとき
 - （4） 解散又は営業を停止したとき
 - （5） 重大な法令違反があったとき
 - （6） その他、プロジェクトの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（その他）

- 11 この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和7年10月21日から施行する。